医療的ケアが必要な お子さんの家族のための 支援ガイドブック 口



はじめに

医療技術の進歩等を背景として、近年では日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする方が増えています。厚生労働省の調査(平成30年度)では、医療的ケアを要する子(医療的ケア児)は全国でおよそ20,000人との結果でした。

熊本市においては、令和2年度に実施した「重症心身障がい児者・医療的ケア児者生活実態調査」において「在宅生活を送るなかで、相談窓口がわからない」等のご意見をいただきました。

このガイドブックは、少しでもご本人や保護者の皆さまのお役に立てるよう福祉制度や相談窓口等についてご紹介しておりますので、ぜひご活用いただきますようお願いします。

なお、福祉制度等については、<u>相談・受付窓口のご案内を主な目的として</u> おります。制度の詳細や利用の可否については、必ず窓口へご確認いただき ますようお願いします。

もくじ

1. 医療的ケアとは	P1
2. 支援者とその役割	P2
3. 退院に向けて	P3
4. ライフステージごとの各種制度と相談窓口	P4~P7
5. 保育所等への入園について	P8
6. 小中学校への入学について	P9
7. 相談•受付窓口一覧	P10~P11

1 医療的ケアとは

法律において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引、 その他の医療行為」と記載されており、一般的には次のような行為を言います。

●「医療的ケア」について (主なものを記載)

種 類	内 容
酸素吸入	呼吸機能の低下等により、からだの酸素が不足している
	場合に、鼻に細い管を通して酸素を吸入して、からだに
	必要な酸素を補います。
人工呼吸器	呼吸機能の低下等により、空気中の酸素をうまく取り込
	めない等の場合に、人工呼吸器を装着して呼吸機能を補
	います。
経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)、	口から食事を十分にとれない場合に、鼻や胃、腸にチュ
中心静脈栄養	ーブを挿入して流動食や栄養剤、水分を注入します。
	流動食の注入ができない場合は、高カロリー輸液を点滴
	して、からだに必要な栄養と水分を補給します。
気管切開(切開部の管理含む)、	痰や唾液をうまく呑み込めない、または排出できない等
吸引	の場合に、気管を切開して痰吸引器等を使って痰や唾液
	を取り除きます。
導尿	尿をうまく排出することができない場合に、尿道からカ
	テーテルを挿入して膀胱に溜まった尿を排出します。
膀胱ろう(ぼうこうろう)	導尿が難しくなった場合に、手術によって尿を出すため
	のカテーテルを下腹部に留置し、膀胱に溜まった尿を排
	出できるようにします。
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)	便や尿をうまく排出することができない場合に、手術に
	よっておなかに排出口を造設します。永久的なストーマ
	と、後から閉じる一時的なストーマがあります。

これらの医療的ケアを必要とする場合、従来は病院等の医療機関で生活することが多かったのですが、医療技術の進歩に伴い、在宅(自宅)でも医療的ケアを行いながら、家族とともに生活できるようになりました。しかしながら、必要な医療的ケアやご家庭の状況は個人差があり、全国的にみても福祉制度や地域サービスの利用、スムーズな就園、就学等の案内はまだまだ十分とは言えない状況にあります。

これらの課題を解決して、社会の中で安心して成長していくことができる社会づくりを 目的として、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が施行されました。



2 支援者とその役割

地域には多くの支援者や専門機関があり、次のような役割を担っています。 医療・保健・福祉・教育・保育等における分野の支援者が連携して支援を行います。

主な支援機関	支援者・窓口	役 割
	医師	・通常の診療、投薬、処置、ケアの見直し等 ・医療的ケアや訪問看護等の指示
	看護師	・子どもへのケアの実施や保護者への教育・医療的ケアに関する相談
医療機関	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・子どもの筋力や関節の動きに関するリハビリ ・コミュニケーション手段の獲得、日常的な動作に 関するリハビリ ・飲み込みの訓練や食事の形態等に関する相談
	医療ソーシャルワーカー (病院の相談員)	・外来、入院に係る医療費の相談や減免制度の案内 ・退院後に向けたサービスの準備や生活相談等
医療・福祉機関等 地域の事業所	訪問看護ステーション ヘルパーステーション 訪問リハビリ事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス 医療型短期入所事業所	・訪問看護師による自宅での定期的な医療的ケアや相談対応等・ヘルパーによる入浴・食事・排泄介助等・定期的なリハビリ・事業所での日中や放課後の一時預かりサービス
地域の障がい福祉	障がい者相談支援センター	地域の障がい福祉相談窓口として次の対応を行います。 ・障がい福祉制度や各種サービス、地域のサービス事業所の紹介 ・医療的ケア児等コーディネーターによる総合相談対応(市ホームページで随時更新して掲載中)
相談事業所	相談支援事業所	・障がい福祉の各種サービスの計画作成、相談等 ※利用契約が必要となる場合があります。 ※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修 了した事業所もあります。 (市ホームページで随時更新して掲載中)
教育機関	教育委員会総合支援課 学校	・入学、進学に関する相談・学校生活における相談
行政機関	保育幼稚園課 (保育所等)	・入園先や入園後の相談
	区役所保健こども課 区役所福祉課 総合出張所	・育児や子どもの発達に関する保健師への相談・医療費助成制度や障害者手帳、福祉用具の購入等の各種制度に関する相談・申請等

3 退院に向けて

入院中には医療処置だけでなく、退院後の生活に向けた準備も合わせて進めていきます。 病院の医師や病棟の退院調整を行う看護師、医療ソーシャルワーカー等、または、病院の職 員だけでなく、退院後に利用するサービス事業所の担当者等も含めて、みんなで一緒に退院 後の生活をイメージするとともに、主に次のような点について確認します。

退院に向けて、入院中に確認・準備すること(一例)

- ☑ ケアの方法や医療機器の使い方を習得する医療機器のトラブル発生時の対応についてもご家族みなさまで確認しましょう。
- ☑ 入院中に自宅へ外出・外泊をして、退院後の生活を体験する
 自宅での生活だけでなく、通院時の移動手段や必要となるサービスや、
 福祉用具等を確認しましょう。
 福祉用具については、「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」の
 活用をご検討ください(本ページ、下の欄をご参照ください)。
- 図 <u>医療費の助成制度を申請する</u> 助成制度については、「小児慢性特定疾病医療費支援制度」の活用をご検討 ください(本ページ、下の欄をご参照ください)。

医療費や福祉用具購入費の助成制度があります

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾病については治療期間が長くなり、医療費が負担となります。また、退院後の生活において、福祉用具等の準備も必要です。ここでは、医療費や福祉用具等の購入費の負担を軽減するための制度をご案内します。

※申請窓口:各区役所保健こども課

事業名	対象・内容
小児慢性特定疾病医療費 支援制度	・小児慢性特定疾病にかかっており、国が定める疾病の程度である 18 歳未満の児童等(18 歳到達時点において引き続き治療が必要と認められる場合には 20 歳未満も対象)に対して、医療費の自己負担分の一部を助成します。・対象疾病は、市、または「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページをご参照ください。
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	 「小児慢性特定疾病医療受給者証」を持つ方を対象に、福祉用具等の購入費の一部を助成します。 ※ただし、障がい児者を対象とした「重度障害者日常生活用具給付事業」の対象となる場合はそちらが優先となります。 ・対象となる福祉用具等は次のとおりです。 使器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、ネブライザー(吸入器)、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻



4 ライフステージごとの各種制度と相談窓口

ここでは熊本市の制度の概要のみ記載しております。また、<u>制度の対象年齢や助成率等は今後変わる場合がありますので、</u>申請の際には、各窓口や市ホームページで詳細を必ずご確認ください。なお、各窓口については、「7.相談・受付窓口一覧(P10、11)」でご確認ください。

医療費の助成等

原則、事前申請が必要です。また、<u>所得制限により給付されない場合や、障害者手帳の</u> 等級により、全額助成ではなく一部助成の場合もあります。

名 称	対 象•内 容	0歳~	4歳~	小学校	中学校	~18歳	~	20歳	窓口
こども医療費 助成制度 (ひまわりカード)	中学校 3 年生までの乳幼児や 児童を対象とする医療費の助成 【令和5年12月から】 ●助成対象:外来・入院とも高校3年生の満18歳に達する年の年度末まで延長。 ●助成対象年齢において、保険調剤にかかる自己負担が			 中学校33 			20歳	~	各区役所保健こども 課 各総合出張所
ひとり親家庭等医療 費助成制度	ゼロとなります。 ひとり親家庭等において、保護者と子に対する医療費の助成 子:18歳に達するまで 保護者:扶養している最年少の子が20歳になる誕生月の未日まで	※保	子:18 護者:最年		の3月末E 20歳にな	_			各区役所保健こども 課 各総合出張所
小児慢性特定疾病 医療費支援制度	小児慢性特定疾病(国が定め る疾病)として認定された 18 歳までの方を対象とする医療 費の助成	*	(18 歳 18 歳到遺	歳~18歳 到達後の3 経後も継続 る場合、2	3 月末日) 治療が必要				各区役所保健こども課
指定難病医療費助成 制度	指定難病として認定された場合等、「指定医療機関」受診時の医療費を助成			年齢制	限なし				各区役所福祉課
自立支援医療(育成医療)	18 歳未満で身体に制度の対象となる障がいがあり、治療によって障がいが軽減、除去されると認められる場合に「指定医療機関」受診時の医療費を助成		Oi	歳~ <u>18歳</u>	未満				各区役所保健こども課
自立支援医療(更生医療)	18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方が、治療によって障がいが軽減、除去されると認められる場合に「指定医療機関」受診時の医療費を助成						18 i	歳以上	各区役所福祉課 各総合出張所
未熟児養育医療 ※出生日から 1 か月 以内の申請が必要	出生時の体重が2,000 グラム 以下や指定する症状にある未 熟児が「指定医療機関」で入院 治療を受ける場合、自己負担 分を助成		期間は診断 の診療予算						各区役所保健こども課





手当•年金等

所得制限により給付されない場合や、給付額が変わる場合があります。

名 称	対 象・内 容	0歳~	4歳~	小学校	中学校	~18歳	~ 20 歳	20 歳 ~	窓口
児童手当	中学校 3 年生までの 児童を養育している 方			 中学校 3 章 到達後の 3					各区役所保健こども課 各総合出張所
児童扶養手当	父母の離婚等で父ま たは母と生計を同じ くしていない 18 歳 までの児童		(18 -定以上の	I	の3月末[ある場合は -	3) : 20 歳未済)	各区役所保健こども課 各総合出張所
特別児童扶養手当	知的、精神または身体障がい(内部障がいを含む)等があり、国により定められた程度の障がいの状態にある20歳未満の方		※施	20 歳未 設入所の場		·外			各区役所福祉課 各総合出張所
障害児福祉 手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の方で、重度の障がいがあり、国により定められた程度の障がいの状態にある20歳未満の方		※施調	20歳未		外			各区役所福祉課 各総合出張所
特別障害者手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の方で、重度の障がいがあり、国により定められた程度の障がいの状態にある20歳以上の方		電設入所の)る場合は		素機関に 糺	継続して 3		歳以上入院して	各区役所福祉課 各総合出張所
障害基礎年 金	国民年金加入者であって、初診日が20歳未満で、初診日から1年6か月を経過したときに障がいの状態にある方						20)歳以上	各区役所区民課 各総合出張所 年金事務所



障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類の総称です。障害者手帳を取得することで、福祉のサービスが受けられるほか、税金の減免や公共交通機関の運賃割引等のサービスを受けることができます。

※申請窓口:各区役所福祉課、各総合出張所

〇身体障害者手帳

- ・目や耳、手足、臓器等に一定の永続する障がいがあると認められた場合に対象となります。
- 1~7 級まで等級があり、1 級に近づくほど障がいの程度が重く、1~6 級までの方に身体障害者手帳を交付します。

○療育手帳

- 知的障がいのある方が対象となります。
- ・熊本市においては、A1 (最重度)、A2 (重度)、B1 (中度)、B2 (軽度) の4段階があります。

○精神障害者保健福祉手帳

- ・こころの病気(精神疾患)にかかって長期間(6か月以上)日常生活に制約がある方が対象となります。
- •1~3級の3等級あり、有効期間は2年間です。
- 有効期間を延長する場合は更新申請が必要です。

障害者住宅改造費助成制度

熊本市では、在宅生活における利便性の向上を図るため、在宅の障がい児者を対象とした住宅の改造に係る経費の助成制度を設けています。

助成を受けるためには、事前申請が必要となります。

※申請窓口:障がい福祉課

〇基準額 最大 90 万円

※他の住宅改修制度(日常生活用具・介護(予防)保険住宅改修)を過去に受けたことがある方は70万円

〇助成率 市民税非課税世帯または生活保護世帯・・・3/3 助成 市民税課税世帯・・・・・・・・・・2/3 助成

〇助成額 基準額と助成する対象経費を比べて少ない方の額に、上記助成率を乗じた額(1,000円未満切り捨て)

例) 審査にて助成する対象経費が601,000円であって、2/3助成の場合601,000円×2/3(1,000未満切り捨て)=助成額400,000円

〇対象者 下記の要件すべてを満たす方

- ●65 歳未満の方
- ●熊本市居住(予定)の方
- ●身体障害者手帳 1 級・2 級、または療育手帳 A1・A2 を所持する方
- ●非課税世帯または生計中心者の所得税額が14万円以下の世帯に属する方
- 〇対象となる工事の例 手摺の取り付け、段差解消、廊下・ドアの拡張、和式から洋式便器への取り換え、 車椅子用電動昇降機の設置 等



小身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度は、独立行政法人福祉医療機構が全国で実施している制度で、県内において、熊本市在住の方は熊本市、熊本市外の方は熊本県が受付・申請窓口となっております。

本制度は、障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることにより、加入者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の給付金(本制度では「年金」と言います)を支給する保険制度です。

※申請窓口:障がい福祉課

- 〇対象者 知的障がい者、身体障害者手帳(1級~3級)、その他精神又は身体に永続的な障がいを有する人を 扶養する保護者で、次の要件に該当する方
 - ●加入者の住所が熊本市内にあること
 - ●加入者の年齢が65歳未満であること (年齢は毎年度の4月1日における年齢)
 - ●加入者に特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること
- ○掛 金 加入者の加入時の年度の4月1日時点の年齢に応じて定めがあります。最大で2口まで加入でき、1口あたりの金額は次のとおりです。

年齢	掛金月額 (1 口あたり)	年齢	掛金月額 (1 口あたり)
35 歳未満	9,300円	50~55 歳未満	18,800円
35~40 歳未満	11,400円	55~60 歳未満	20,700円
40~45 歳未満	14,300円	60~65 歳未満	23,300円
45~50 歳未満	17,300円	65 歳以上	加入対象外

- ※表は平成 20 年度以降の内容
- ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は、減免申請によって掛金の一部が減免されます。
- 〇掛金の払込期間 掛金の払込期間の定めがあり、次の2要件の期間を満たすと以後は納付する必要が なくなります。
 - ●加入日(口数追加分は口数追加日)から20年以上を経過
 - ●加入者が65歳到達(4月1日時点で)後、加入日と同じ月の前日まで
- 〇給付金(年金) 加入者が死亡または重度障害と認められた場合、その月から障がいのある方に対して、 給付金(年金)として1口あたり月額2万円(2口の場合、月額4万円)が支給され ます。

※掛金の払込期間を満了していなくても給付されます。

〇その他の特徴 掛金の全額が所得税や地方税の控除対象となります。毎年 11 月頃と 1 月頃に 掛金払込証明書が届きますので、年末調整や確定申告時に申告してください。



5 保育所等への入園について

保育所等における医療的ケア

保育所等への入園にあたっては、まず事前相談を受けて、子どもの安全を確保する観点から、 医療的ケアの内容や医師との連携体制のほか、保育所等の設備環境、医療的ケアを提供する 看護師(准看護師含む)の配置状況を考慮してご案内しております。

入園手続きの流れ

事前準備

- ●保育所等での集団生活が可能 か、また、どのようなケアが保 育所等で必要か等を主治医へ相 談。
- ●主治医へ相談後、保育所等へ相談し、園見学を行う。
- ※保育所職員が「医療的ケア児間 き取り調査票」をもとに、必要 な医療的ケア等をお聞きしま す。なお、確実な聞き取り調査 のため、保護者の方へ事前に ご記入いただくと助かります。

入園申請

- ●園見学後、受け入れ可能と 判断されたら、入園申請を 行う。
- ●受け入れ先の検討が必要な 場合は、保育幼稚園課へ 相談。
- ※保育幼稚園課と関係機関等 で検討会議を行います。

入園後

- ●主治医の指示書にもとづき、 医療的ケアを看護師が提供。 (保護者による医療的ケアを 求めることもあります)
- ●引き続き、関係機関等とも 連携しながら安全な環境づく りを目指します。

●よくある質問

- 問 1) 入園相談をして受け入れの可否までどのくらい時間を要しますか。
- 答)上記の図のように「事前準備」として、まずは主治医や各区保健こども課の保健師の ほか、必要に応じて通院先の相談員、地域の相談支援専門員、熊本県医療的ケア児支 援センター等にも必要なケアや集団生活での注意点等についてご相談いただき、園見 学を経て、場合によっては市役所の担当部署で検討会議を行うこともあります。した がって、入園希望月のおよそ半年ほど前から事前準備を進めていただくことを推奨し ています。
- 問 2) 知り合いの医療的ケアを要する子が保育園へ入園できたと聞きました。その子と同じ保育園であればうちの子も入園できますか。
- 答) 現在入園している方の個々の医療的ケアの内容にあわせて看護師を配置しております ので、次の方も同じ保育園へ入園できるとは限りません。看護師配置には時間を要し ますので、お早めにご相談いただきますようお願いします。
- ※医療的ケアの実施及び入園相談の取り扱いをまとめた「保育所等における医療的ケアの 実施に関するガイドライン」に沿って実施します(市ホームページ掲載)。



小中学校への入学について

熊本市立学校における医療的ケア

熊本市教育委員会では、学校生活で医療的ケアを必要とする児童や生徒が、安全かつ安心し て学校生活を送れるよう、必要に応じて各学校に看護師を配置して医療的ケアを実施して います。

医療的ケアの実施について

- 〇医療的ケアの実施は、主治医の指示の範囲内で、教育課程に基づいた在校時間内で行います。
- 〇医療的ケアの内容により、学校での実施が安全に行えるかどうかを検討のうえ実施します。 〇安心して医療的ケアを受けられるよう、保護者から学校に医療的ケアの手技、手順につい て説明をお願いしております。また、場合によっては、保護者に医療的ケアの実施をお願い することもあります。
- 〇教育委員会は運営協議会で医療的ケア実施の必要性と看護師配置の有無について 1 年ごとに 協議、決定します。

医療的ケア実施(看護師配置)までの流れ

※総合支援課への相談は、入学の1年前から受付

教育委員会の 総合支援課へ相談

- ●主治医に相談のうえ、総合支援課へ相談。
- ●医療的ケアや支援の相談。
- ●就学先の相談等。
- ●「医療的ケア実施(看護師配置)申請書」を 提出する。

教育委員会で検討

- ●申請書をもとに小児科医による面談・診察を実 施して、意見書を作成します。
- ●学校で医療的ケアを実施できるか、看護師配置 が必要か等について意見書をもとに、医療的ケ ア運営協議会で検討します。



看護師の配置 (医療的ケア実施)

看護師が配置された後も、学校と保護者・主治 医の間で情報共有を図り、成長や状況の変化に 合わせた対応を検討します。



医療的ケアの実施が必要と判断された場合

●医療的ケア運営協議会で医療的ケアの実施が必要と 判断が出たら、主治医は指示書を、保護者は医療的 ケアに関する同意書を総合支援課へ提出する。

●よくある質問

- 問)遠足や修学旅行など、学校(園)の外で学習(活動)をする際に、看護師も同行される のでしょうか。
- 答)まずは学校にご相談ください。同行するための要件の確認や具体的な相談を行い、同行す ることができます。場合によっては、お子さまの状況や医療的ケアの内容等に応じて、保 護者にも協力を頂く場合があります。



7 相談・受付窓口一覧

○福祉サービスや医療費・手当等の制度に関すること

区役所福祉課	連絡先	所在地
中央区役所 福祉課	096-328-2313	〒860-8618 中央区手取本町 1-1
東区役所 福祉課	096-367-9177	〒862-8555 東区東本町 16-30
西区役所 福祉課	096-329-5403	〒861-5292 西区小島 2-7-1
南区役所 福祉課	096-357-4129	〒861-4189 南区富合町清藤 405-3
北区役所 福祉課	096-272-1118	〒861-0195 北区植木町岩野 238-1

総合出張所	連絡先	所在地
託麻総合出張所	096-380-3111	〒861-8038 東区長嶺東 7-11-15
		(託麻まちづくりセンター内)
河内総合出張所	096-276-1111	〒861-5347 西区河内町船津 2069-5
		(河内まちづくりセンター内)
天明総合出張所	096-223-1111	〒861-4125 南区奥古閑町 2035
		(天明まちづくりセンター内)
幸田総合出張所	096-378-0172	〒861-4108 南区幸田 2-4-1
		(幸田まちづくりセンター内)
城南総合出張所	0964-28-3111	〒861-4202 南区城南町宮地 1050
		(城南まちづくりセンター内)
清水総合出張所	096-343-9161	〒861-8066 北区清水亀井町 14-7
		(清水まちづくりセンター内)
龍田総合出張所	096-338-2231	〒861-8007 北区龍田弓削 1-1-10
		(龍田まちづくりセンター内)

〇子育て、医療費・手当等の制度、保育所等への入園に関すること

区役所保健こども課	連絡先	所在地
中央区役所 保健こども課	096-328-2419	〒860-8618 中央区手取本町 1-1
東区役所 保健こども課	096-367-9134	〒862-8555 東区東本町 16-30
西区役所 保健こども課	096-329-1147	〒861-5292 西区小島 2-7-1
南区役所 保健こども課	096-357-4138	〒861-4189 南区富合町清藤 405-3
北区役所 保健こども課	096-272-1128	〒861-0195 北区植木町岩野 238-1



〇熊本市立学校や市立幼稚園の特別支援教育に関すること

窓口	連絡先	所在地
熊本市教育委員会	096-328-2743	〒860-8601 中央区手取本町 1 番 1 号
総合支援課		(SPring 熊本花畑町4階)

〇障害者住宅改造費助成制度・心身障害者扶養共済制度に関すること

窓口	連絡先	所在地
障がい福祉課	096-361-2519	〒862-0971 中央区大江5丁目1-1
		ウェルパルくまもと 3 階

^{※「}障がい保健福祉課」は、令和5年4月から「障がい福祉課」へ名称が変わりました

○福祉に関する各種相談や情報提供等に関すること

障がい者相談支援センター	連絡先	所在地		
ちゅうおう	096-285-7144	₹860-0832		
		中央区萩原町3番21号1階B号室		
ウィズ	096-200-1571	7 862-0972		
		中央区新大江3丁目20番3号		
青空	096-237-6777	∓ 861-8037		
		東区長嶺西3丁目1番35号		
きらり	096-237-7563	〒862-0911		
		東区健軍1丁目27番3号		
さいせい	096-223-6663	₹860-0047		
		西区春日1丁目3番18号		
じょうなん	096-285-8757	〒862-0962		
		南区田迎5丁目1番27号KSビル		
		1階B号室		
絆	0964-28-7799	〒861-4202		
		南区城南町宮地 1050		
		(城南まちづくりセンター内)		
アシスト	096-288-5012	〒861-8001		
		北区武蔵ケ丘1丁目9番1号		
チャレンジ	096-215-9500	₹861-5516		
		北区西梶尾町 451 番地 1		

○医療的ケア児等コーディネーターについて

熊本市では支援者体制整備を目的として、医療的ケアを要する子やご家族への支援者養 成研修を実施しております(医療的ケア児等コーディネーター養成研修)。

養成研修修了者については、市のホームページへ随時更新して掲載しておりますので、必要に応じてご確認のうえ、ご相談ください。







発行 熊本市役所 障がい保健福祉課 令和5年(2023)年3月発行

